

諫早湾干拓事業 開門調査のための環境アセスメントに係る方法書骨子（素案）への意見

氏名 羽生 洋三

所属 有明海漁民・市民ネットワーク

1. 開門は、諫早湾干拓事業に起因した諫早湾周辺の漁場環境の悪化（この点は佐賀地裁で認められた）を食い止めて生態系の再生を図り、さらには有明海異変の原因を探るためにも必ず行われるべき極めて重要な事業ある。しかし九州農政局は頑なに開門を拒絶しているし、長崎県内にも開門反対論が少なくないのが現実である。そこで開門を実現するには、農政局や長崎県を含む関係者の間の十分な論議を経ての合意形成が必須である。そのための場として、私ども有明海漁民・市民ネットワークなどが提案している「開門協議会」を農政局のもとに設置し、すべての情報を公開した上で、冷静かつ科学的な議論を行いながら、「開門調査のためのアセス」や実際の「開門事業」の意思決定に全関係者の代表が参画できるようにご配慮頂きたい。環境影響評価法の枠組みでは、確かにアセスの主体は事業者（この場合は九州農政局）となっており、開門協議会のようなものを設置する義務は規定されていないが、しかしこの開門事業は法の対象ではないのだから、アセスや開門事業（すなわち再生事業）を円滑に進めるためにも、自然再生法の協議会に倣い、アセス法の柔軟な運用を志向すべきであろう。

2. このように合意形成を主眼とすべき今回の「開門調査のためのアセスメント」にとって特に重要なことは、第一に「ノリ第三者委員会」や「中長期開門調査検討会議」などで既に検討済みの開門による影響や防災問題、そしてその後新たに始まった農業への影響を回避低減するための適切な対策を具体的に明示し、第二にそれら対策の提示によって長崎県をはじめとする関係者間の開門に対する非科学的で感情的な反発を和らげることであり。しかし農政局が今回示した方法書素案では、既に分かり切っている防災や農業への影響をことさらに定量的に強調して示そうとしたり、既に存在する具体的な影響回避策を全く示そうとしないなど、合意形成へ向けた配慮が全く見られない。すなわち中・長期開門調査検討会議での検討経過や既存のデータやシミュレーションを踏まえれば、安心できる開門方法や諸対策は判明しているのだから、今回の素案で示されたような対立を助長するためとも受け取られかねないアセスではなく、合意形成を目指すためのアセスとして根本から設計し直すべきである。具体的には、開門方法（下記5）・農業対策（下記3）・防災対策（下記4）の3点を開門事業を実施する際の前提として具体的に示したうえで、1）農水省が開門による影響として懸念してきた潮受堤防近傍の各種環境影響の具体的予測とその評価（下記6）、2）予測の誤りや予期せぬ事態に柔軟に対応する順応的管理に備えての開門中の常時監視計画の策定（下記9）、3）閉門中データと比較して異変原因を探るための諫早湾や有明海のモニタリング調査計画の策定（下記10）、を今次アセスの骨格とすべ

きである。

3. 農業問題については、1) 通常は諫早中央浄化センターの放流水を新干拓地の揚水機場まで導水利用し、渇水年にはそれに加えて、本明川の既存利水権の及ばない河口周辺の内の最上流部でアオ取水しホース導水したり、新干拓地内に設置済みの井戸水を利用することによって農業用水の確保を図ること、2) 新干拓地および背後地農地の土壌や地下水の塩分上昇は、短期開門調査時の実績や排水路・潮遊池の緩衝機能から考えてほとんど生じないと見られるが、万が一に備え「常時監視項目」に加えて、異常があれば中和剤の散布などの対策を講じること、3) 潮風害は滅多に生じるものではないが、閉切り後にも橘湾からの潮風害で背後地に被害が生じた例もあるので、万が一開門に起因した潮風害による農作物被害があれば国として補償すること、4) 旧樋門から海水が潮遊池に漏水したり操作を人力に頼る必要をなくするために、老朽樋門の万全の修理や自動化を実施すること、という対策を開門のための前提として明記すべきである。また代替水源（諫早中央浄化センターの放流水など）の水質データも明示して農業者に安心してもらうことも必要であろう。そうすれば素案のような、対策なしでの開門による予測や評価、そして改めての対策の検討など、余分な作業を省くことができるし、何よりも長崎県からの非科学的な反発感情も緩和することが期待できる。

4. 防災問題については、1) 高潮警報ないし注意報が発令されたとき、並びに大雨による調整池への流入量が毎秒 1000 立方メートルを超えて増加し、かつ内水位が外潮位より低い時は、一時閉門すること、2) 素案でも全く言及がない通り、諫干事業は河川洪水防止には効果がなく、開門による影響は皆無であることをアセスに記述し、諫早大水害の防止効果があると信じ込んでいる周辺住民の誤解を解くこと、3) 閉切り後にも背後地の湛水は軽減していないが、開門による調整池水位の上昇が湛水被害を増加させないように、当初は上限水位をマイナス 1 メートルの現行管理水位とし、最終的に目指す常時開門に移行する迄には排水機場(最大合計で毎秒 155.5 立方メートル容量)の新增設や河川・水路整備を実施することとし、その間はこれら計画の整備状況に応じて徐々に開門時の上限水位を上げていくこと、4) ガタ土の堆積で河道閉塞が起こらないように監視し、もし堆積するようなことがあれば重機で浚渫すること、という対策を開門のための前提として明記すべきである。そうすれば素案に示されているような、対策なしでの開門による予測や評価、そして改めての対策の検討など、既存シミュレーションや中長期開門調査検討会議での検討作業と同じことを繰り返さずに済む。

5. 素案では、3つの開門方法のそれぞれについてアセスを行うとしているが、ケース 1（開門当初から排水門を全開とする）は、中長期開門調査検討会議で検討済みであるし、しかも 3 年は要すると見られる防災対策工事の終了後（アセス期間を含めれば 6 年以上も

後) でなければ開門が実施できないこと、ケース 3 (調整池の水位や流速を考慮した制限的開門法) は、すでに短期開門調査の実績があり、海域の環境改善効果が他の開門方法より劣るのは明らかなので、いずれも当初から検討対象として除外すべきである。防災対策上の工事期間を考慮しつつも早期に開門を実現し、また開門初期に潮受堤防近傍に生ずると予想される濁りを低減し、しかも判決が求める常時開門を達成するためには、有明海漁民・市民ネットワークなどが提案している三段階からなる段階的開門方法以外にはありえないから、この開門方法だけを対象としたアセスとすべきである。

6. 開門に伴う悪影響として農水省が列举してきた項目については、以下のように開門方法の工夫や一定の対策の実施で解決が可能であることをアセスで明示すべきである。まず開門初期における巻き上げによって調整池内に発生する濁りは、塩化物イオンとの反応によって沈降するので、初期の海水導入量を徐々に漸増させたり、濁りの沈降を目視確認してから排水するといった工夫によって、排水時における水門前の濁りを現在の排水時における濁りより低減させることが可能である。しかも短期開門調査時の実績よりもさらに緩やかな海水漸増方式を採用すれば、淡水生物の斃死やそれによる悪臭問題も更に低減できる。また短期開門調査時のデータによれば、30センチ・60センチ・90センチのいずれの開度においても、水門の振動は排水門の構造、したがって潮受け堤防の安定性に問題を生ずるレベルには達しないことが確認済みであるから、ゲートが水に接しない全開門は無論のこと、もぐり開門においても水門振動問題は解決済みと考えられる。さらにもぐり開門の場合は、秒速 1.6mを大きく上回る流速での排水や海水導入でも洗掘が生じないことは、閉切り後 12年間の排水実績や短期開門調査で明らかである。それに加えて内外水位差が 1mを超える時でも全開門による排水が過去幾度も行われ、しかも洗掘などの問題が生じなかったという実績からすると、内外水位差がそれ以下の場合は水門を全開放しても洗掘の懸念は全くないと考えられる。常時全開門とする方法を採用する場合のみ護床工外側に捨石工の対策を行うこととすれば、洗掘問題は生じない。いずれにせよ農水省が開門に際して懸念してきたすべての問題が、我々の提案する開門方法を前提にしたり、一定の対策を施しさえすれば、既存データ (短期開門調査データ・排水門操作実績データ・モニタリングデータ) の検討から既にクリアできていることは明白である。ただし全開門した場合に、速い潮流や一定の濁りで排水門直近の小長井漁協アサリ養殖漁場に悪影響が及ぶという懸念もあるので、水門近傍の流速や濁りについてシミュレーションを行い、その分布図と漁場分布図を重ね合わせて、影響の評価や対策の検討を行うという課題だけが残されている。したがってアセスでは、まず現況として従来のモニタリングデータを示し、スコーピングされた上記諸問題については、既存の諸データやシミュレーションから容易に問題を回避低減可能なことを示すことが必要である。さらに残る課題としては、潮受堤防近傍の流速や濁りのシミュレーションに基づく検討だけとなり、これらシミュレーション結果を含めて方法書兼準備書としてまとめて縦覧やパブコメにかけ、それを踏まえた修正の後に評価

書を策定すればよいこととなる。この方法であれば、アセスの全手続きは数か月で完了できるであろう。

7. 素案では、1年間かけて収集する「現地調査」データに基づいて従来の数値シミュレーションモデルの改善を図り、それによって開門が有明海に及ぼす変化を予測評価するという設計思想に立っているが、これは司法や政治が求める「開門」という事業の目的自体を疑ってかかり、その再検証を行おうとする意図であると言わなければならない。この手法は、事業目的は前提として置かれて検討の対象外とされる環境影響評価法の規定をも逸脱しており、全く不必要な作業である。そもそも有明海の潮流や水質のシミュレーションモデルの改善が容易でないことは専門家の常識であり、すべての漁業者が証言する「閉め切り後に流速が鈍化した」ことを再現出来ているシミュレーションが皆無である事実がそれを示している。今回のアセスでこのモデルが改善できるという保証もないのだから、素案で示されたアセスの制度設計を根本から見直して、我々が本論2で提案したアセス方法の骨格に沿ったものに修正すべきである。すなわち開門による有明海の変化は、モニタリング調査による実測によって確認すれば足りるのであり、当初から信頼性が疑われている広大な有明海のシミュレーション予測のために時間と経費を浪費すべきではなく、シミュレーションは上記のような潮受堤防近傍のそれに限るべきである。

8. 素案では、「景観」「人と自然との触れ合い活動の場」「橋梁橋脚の塩害」問題など、およそアセス項目として選定する価値のないものが見受けられ、アセスの時間と費用の無駄遣いである。漁業被害や漁業者の生活実態の深刻さを正視し、真摯な態度でアセス方法を検討しなおすべきである。

9. 素案で列举された予測評価選定項目の多くは、既に実績データや予測が存在するから、改めての予測は不要であり、むしろ開門中の常時監視項目として分類し直すべきである。その該当項目は以下の通りであり、得られたデータは順応的管理に役立てるべきである。調整池の濁りと塩分、淡水生物の回避状況と悪臭、潮受堤防前海域の濁りと周辺漁場への影響（以上は開門初期のみ）、新干拓地と背後地の土壌と地下水の塩分、河口周辺のガタ土の堆積、潮遊池の塩分、潮風害、背後地湛水、既設樋門や堤防の定期検査、護床工周辺の流速と洗掘。

10. 素案で列举された予測評価選定項目には、開門アセス（開門の悪影響を予測評価するもの）としての項目としては相応しくないものが多いので、閉門中の従来モニタリングデータと比較するための「モニタリング調査項目」として分類し直し、もって今次アセスが有明海異変の原因解明を目的とする「開門調査アセス」としての性格も併せ持つようにすべきである。その該当項目は以下の通りである。「水象」「水質」「底質」「水生生物、陸生

生物、生態系」「漁業生産」。ただし海域における潮流および底質については、従来のモニタリングでは調査地点が不足していたので、新たに有明海奥部海域や島原半島沿岸などを選定追加したうえで、閉門中調査を一年間実施してデータを取得してから開門調査を開始すべきである。なお農水省による底質調査は、その採泥方法に問題があるので、従来のスミスマッキンタイア採泥方式だけではなく、コアサンプラーによる柱状採泥方式も並行して採用して頂きたい。また有明海においては幾多の大学・研究機関や各省庁が独自に調査を行ってきているので、それら機関との調整を図りつつ、従来調査との比較分析が可能な調査ポイントや調査項目を選定整理し直すべきである。